

## 長岡市地域公共交通計画策定準備業務に関するプロポーザル実施説明書

### 1 業務の名称

令和8年度 長岡市地域公共交通計画策定準備業務委託

### 2 業務の目的及び趣旨

長岡市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「長岡市地域公共交通計画」（以下「現計画」という。）を策定し、各種公共交通施策を推進している。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行に加え、公共交通を支える運転手不足の深刻化や、燃料費等の高騰などにより、公共交通を取り巻く環境は大きく変化している。

また、国においては、地域公共交通計画と補助制度の一体的な運用、PDCA サイクルの強化、さらには移動ビッグデータ等を活用した計画策定が強く求められているところである。

これらの状況を踏まえ、「長岡市地域公共交通計画策定準備業務」（以下「本業務」という。）は、令和9年度に改定を予定している「長岡市地域公共交通計画」（以下「本計画」という。）の策定に向け、必要となる調査・分析を行うとともに、課題の整理および今後の施策の方向性について検討を行うものである。

併せて、本市では、公共交通を担う運転手不足への対応として、自動運転をはじめとする新モビリティの導入に向けた検討を行うこととしている。具体的には、導入にあたっての現況課題や技術的・制度的課題の整理、国及び県の補助制度の動向把握、導入可能性の検討を行い、令和9年度以降に本格的な実証実験へ移行することを見据えたロードマップの作成を行うものである。

これらの新モビリティ導入に関する検討は、本計画の方向性や施策体系と密接に関連することから、本計画策定に向けた調査・分析と一体的かつ連続的に実施する必要がある。

そのため、本業務の受託者へ、新モビリティ導入に向けた調査・検討業務の発注を予定している。

### 3 委託契約期間

令和8年6月中旬から令和9年3月19日

※令和9年度の委託契約については、令和8年度の事業内容の精査や、令和9年度長岡市予算編成を踏まえ、協議会において協議したうえで決定する。

### 4 委託費

令和8年度事業 9,482,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

※この額は予算額であり、予定額ではなし。

## 5 業務対象区域

全市域 約891km<sup>2</sup>

## 6 業務の概要（令和8年度）

本計画の策定に向けては、以下に示す業務の実施を予定している。このうち令和8年度においては、現行の「長岡市地域公共交通計画」の評価を行うとともに、本計画の策定に必要な業務として、(1)から(6)まで及び(13)から(14)までに掲げる調査・検討業務を実施するものとする。

### (1) 業務計画の作成

令和9年度を見据え、計画策定までのフローやスケジュール等について、協議会における意見を踏まえ作成する。

### (2) 上位計画・関連計画との位置づけ整理

長岡市総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の上位・関連計画に加え、まちづくり、観光、福祉、環境分野等の関連計画を抽出し、公共交通に関する施策・事業及び目標設定等について整理する。

### (3) 長岡市の現況整理

人口動態、土地利用、地域特性、輸送資源、公共交通の運行・利用実態、収支状況、公的負担等、公共交通利用環境等を整理する。

### (4) 交通施策の課題整理

本業務における現況整理結果や現計画の施策実施状況、「令和7年度長岡地域、中之島地域における空白地調査業務」結果を踏まえ課題整理を行う。

### (5) 交通流動・移動ニーズの調査及び分析

#### ・アンケート調査・分析

交通流動の実態ならびに市民・利用者の意向を把握するため、アンケート調査・分析をする。アンケート項目については、前回実施した内容を活用して作成するものとする。(アンケートの回収は9月中旬を目途に行うこと)

#### ・移動ビックデータによる調査・分析

携帯電話位置情報データ等を活用し、マクロな交通流動を季節変動も含め調査・分析をする。

#### ・交通流動移動ニーズの分析

上記内容を踏まえ、移動ニーズを調査・分析をする。

### (6) 公共交通施策案の抽出及び実施可能性評価

本計画改定に向けて公共交通施策案を抽出し、実施可能性を評価する。

以下、(7)～(12)は令和9年度業務

(7) 現計画の評価

現計画の評価指標及び参考指標を算出し、評価検証を行う。  
併せて、各交通施策・事業についても評価を行う。

(8) 基本方針の設定

令和8年度の事業内容、現長岡市地域公共交通計画の評価などを元に、本計画の基本的な方針、目指すべき将来像を設定する。

(9) 計画目標の設定

設定した基本的な方針について、評価及び評価手法を設定し、現計画と同様に指標設定も行うこと。

(10) 交通施策・事業の検討

計画目標の達成に向けた、施策・事業を検討する。

(11) 利便増進事業の実施可能性検討

令和8年度の公共交通施策案の抽出及び実施可能性評価の結果を踏まえ、本計画における交通施策・事業の実効性を高め、利便増進実施計画の作成に向け整理する。

(12) 計画書の作成

令和8・9年度の業務成果を活かして計画書（本編）と概要版を作成する。  
なお、計画書の作成にあたっては、まずは素案を作成し、長岡市が実施するパブリックコメントの意見を踏まえるものとする。

(13) 協議会等の運営支援

協議会（令和8年度：2回、令和9年度：3回を想定）の会議資料作成、議事録作成などの運営支援を行う。

(14) 協議打ち合わせ

業務を円滑に進めるために、協議会と十分に協議を行い、委託成果に反映する。

## 7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により最優秀者を選考する。

## 8 プロポーザルの審査

提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、選考委員会が簡易評価型プロポーザル提案書評価要領に従い審査する。

プレゼンテーションは長岡市役所で実施し、審査内容の詳細は非公表とする。

- (1) 提案書が期限内に提出され、提案書の記述が要求要件を満たしていること。
- (2) プレゼンテーションに参加していること。

(3) 見積金額が予算額以内であること。

## 9 プロポーザルの実施スケジュール (案) ※日程については変更することもある。

1	公告 (手続き開始日)	令和8年4月24日 (金曜日)
2	参加表明書提出期限	令和8年5月1日 (金曜日)
3	質問書受付期限	令和8年5月11日 (月曜日)
4	質問書回答期限	令和8年5月18日 (月曜日)
5	提案書提出期限	令和8年5月28日 (木曜日)
6	プレゼンテーション実施	令和8年6月2日 (火曜日)
7	選考結果通知	令和8年6月5日 (金曜日)

## 10 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この公告の日以降に、民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以降に、会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録 (都市計画及び地方計画部門) をしている者であること。
- (9) 管理技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、技術士 建設部門 (都市及び地方計画) の資格を有する者であること。
- (10) 管理技術者は、本業務の公告日以前5年以内に管理技術者として同種業務を履行した実績を有する者であること。
- (11) 担当技術者は、本業務の公告日以前5年以内に担当技術者又は管理技術者として同

種業務を履行した実績を有する者であること。

※同種業務とは、地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画、地域公共交通計画、利便増進実施計画とする。

## 11 書類の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) プロポーザル参加表明書

#### ア 提出書類

様式	書類名	提出数
様式1	簡易評価型プロポーザル参加表明書	1部
様式2	誓約書 ※本市の入札参加資格名簿に登録済の場合、提出不要	1部
—	建設コンサルタント登録規程による登録証明書の写し	1部

#### イ 提出方法

持参、郵送（配達確認ができるものに限る。）、電子メールいずれかの方法とする。

電子メールの場合、件名は「【プロポーザル参加表明書】\_事業者名」とすること。

#### ウ 提出先

協議会事務局（長岡市都市整備部都市政策課交通政策室）

住 所 〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

電 話 0258-39-2267

E-mail koutuu@city.nagaoka.lg.jp

#### エ 提出期限

令和8年5月1日（金曜日）午後5時【**必着**】

### (2) プロポーザルの参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、以下のとおり手続きすること。

#### ア 提出書類

様式	書類名	提出数
様式3	簡易評価型プロポーザル参加辞退届	1部

#### イ 提出方法

持参、郵送（配達確認ができるものに限る。）、電子メールいずれかの方法とする。

電子メールの場合、件名は「【プロポーザル参加辞退届】\_事業者名」とすること。

#### ウ 提出先

協議会事務局（長岡市都市整備部都市政策課交通政策室）

住 所 〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

電 話 0258-39-2267

E-mail koutuu@city.nagaoka.lg.jp

エ 提出期限

令和8年5月28日（木曜日）午後5時【必着】

### (3) 提案書

ア 提出書類

様式	書類名	提出数
様式4	提案書表紙	1部
任意	提案書	10部
任意	見積書	1部
—	「10 参加資格要件」(9)の資格を有していることが確認できる資格書等の写し	各1部

イ 体裁

- ・ 提案書表紙 他の提出書類とホチキス止めをしない。
- ・ 提案書 片面印刷とし、「12 提案書の作成」の(2)ア～オの順に左2箇所をホチキス止めする。  
なお、提案書には、提案者を特定することができる表記（具体的な事業者名、商品・サービス名称等）を記載しないこと。
- ・ 見積書 事業者の所在地、名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印したものとし、他の提出書類とホチキス止めをしない。

ウ 提出方法

持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限必着）のいずれかの方法とする。

エ 提出先

協議会事務局（長岡市都市整備部都市政策課交通政策室）

住所 〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

電話 0258-39-2267

オ 提出期限

令和8年5月28日（木曜日）午後5時【必着】

## 12 提案書の作成

### (1) 提案書作成上の基本的事項

本説明書等を熟読した上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

このプロポーザルは、本業務における具体的な取組方法等について提案を求めるものであり、本業務の具体的な内容や成果品の一部（図面等）の作成、提出を求めるものではない。

なお、具体的な業務は、契約後、提案書に記載された内容を踏まえた上で、協議会と協議しながら行うこととする。

## (2) 提案書の項目

審査の対象となる次の項目について、資料を作成すること。

### ア 類似業務の実績

本業務の実施に当たり、有用となると判断される業務の受託実績について、会社及び担当予定者に分けて記載する。当該実績がない場合は「なし」と記入する。

### イ 本業務の取組体制

本業務の実施体制（配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者とその経歴を含む）のほか、協議会からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制等などについて記載する。

### ウ 取組方針、内容等

「6 業務の概要（令和8年度）」を踏まえ、現時点の考えや取組方針等について、先進事例や関係法令を踏まえ、長岡市の地域性、中・長期的な視点、貴社独自の取り組みを含めて提案する。

なお、提案内容については、本業務の実施分だけでなく、本計画の策定完了までを見据えたものとし、次の3点について必ず記載することとする。

- ・ 本計画の策定に向けた交通まちづくりの視点
- ・ 本業務の実施方針
- ・ 本業務実施における具体的手法

※ 概念図、出典の明示できる図表、既往計画を用いることを可能とする。

### エ 業務スケジュール

本業務のスケジュールを記載すること。

なお、本業務の実施分だけでなく、将来計画の策定完了までを見据えた内容を記載すること。

### オ 費用見積り

本業務の履行に係る経費の見積額を記載すること。

## (3) 提案書の書式

ア 様式は、日本工業規格（JIS）A4を縦に使用し、文字を横書きものであれば、様式は任意とする。

イ 文字の大きさは11ポイント以上とし、モノクロ・カラーは問わない。

ウ 10ページを上限とする（資料等を含む）。

なお、費用見積りは、このページ数に含まない。

エ 提案書には、提案者を特定することができる表記（具体的な事業者名等）を記載してはならない。

### 13 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

簡易評価型プロポーザル参加表明書（様式1）を提出した者は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式5）により質問することができる。質問は、電子メールで提出することとする。件名は「【プロポーザル質問書】\_事業者名」とする。

なお、寄せられた全ての質問とそれに対する回答は、参加表明書を提出した全員に電子メールにて回答する。

#### (1) 質問の受付及び回答課

協議会事務局（長岡市都市整備部都市政策課交通政策室）

E-mail koutuu@city.nagaoka.lg.jp

#### (2) 質問の受付期間

参加表明書を提出した日から令和8年5月11日（月曜日）午後5時まで【必着】

#### (3) 回答する期限

令和8年5月18日（月曜日）午後5時

※ このほかには、電話、口頭での質問は受け付けない。

### 14 プレゼンテーション

#### (1) 期日

令和8年6月2日（火曜日）

#### (2) 会場

長岡市役所（「シティホールプラザアオーレ長岡」を予定）。

詳細は、別途送付する案内文にて通知する。

#### (3) 留意事項

- ・ プレゼンテーションの参加者は3名までとし、持ち時間は45分（準備・撤去10分、説明20分、質疑15分）を目安とする。
- ・ 上記説明者は、原則として本業務の契約を締結している間担当する予定の者とする。
- ・ プレゼンテーションは、提案書のみを用いて行うこととするが、動画等により説明内容を補足することは可とする。プロジェクター又は大型モニターを使用する場合、PC等機器の持込及び設置は参加者が行うこと（プロジェクター、大型モニター、HDMIケーブル、電源は市が準備するが、別途参加者が持参することも可。なお、投影は白色壁面を予定）。
- ・ プレゼンテーションの日時・場所等は、参加表明書の提出により参加者が確定後、別途案内文を通知する。

## 15 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる（任意様式）。

## 16 失格事項

次の事項に該当する行為があった場合は、失格とする。

- (1) 本要領に違反した場合
- (2) 本要領に定める手続き以外の手法で、選考委員又は事務局等関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合
- (3) 「10 参加資格要件」を満たしていないことが明らかになった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認定した場合
- (6) その他、選考委員会が本要領に違反すると認める場合

## 17 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、返却しない。
- (3) 事業者の提案書に記載した内容の著作権は、事業者に無償・無条件で帰属する。  
ただし、本市が必要と認める用途に用いるために、提出書類を無償で使用することができるものとする。
- (4) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）に基づき提出書類を公開することがある。